

## 新たな避難指示区域設定後の家畜の取扱いについて

平成24年4月5日  
原子力災害対策本部  
農 林 水 産 省

新たな避難指示区域設定後の原発20km圏内の家畜の取扱いについては、避難指示解除準備区域や居住制限区域において、容易に住民の一時立入が行えるようになったことを踏まえ、当面、国と福島県が一体となつて次の基本方針を進めることとする。

- 1 放れている家畜については、作業可能な地区において安全性確保に十分留意しつつ捕獲し、原則として同意を得た上で安楽死処分を行う。
- 2 捕獲された家畜の所有者が、通いが可能となった農場において飼養継続を望む場合は、
  - ① 当該家畜の子孫も含めた出荷・移動・繁殖の制限
  - ② 個体識別の徹底（外見上明白に区別可能なマーキング、耳標の装着の確認等）
  - ③ 隔離飼養（囲いのある専用の場所での飼養、部外者立入禁止の看板設置等）
  - ④ 家畜の線量管理を、所有者に対して徹底して行うよう要請した上で、当該家畜の引渡しを行う。
- 3 また、と畜場、食肉事業者等に対して、これらの家畜の個体識別番号のリストを提供するとともに、マーキングのある家畜の受入を控えるよう要請する。